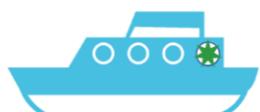


令和 8 年 1 月 28 日  
青森市税務部納税支援課長

## 督促状の誤送付について

このたび、令和 8 年 1 月 23 日（金）付けて送付しました令和 7 年度「市県民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の督促状について、誤送付が判明しましたので、別添資料のとおりお知らせします。

該当する市民のかた（令和 8 年 1 月 4 日（日）から 1 月 5 日（月）までの間にコンビニエンスストアで納付した一部のかた）の二重納付を防止するため、注意喚起してくださるようお願いします。



## 督促状の誤送付について

### 1 誤送付の内容

令和8年1月23日（金）発送の督促状について、納期限内である令和8年1月4日（日）、5日（月）にコンビニエンスストアで納付された一部の方へ、誤って督促状を送付したもの。

### 2 誤送付の件数

	全送付件数	うち1月4日納付済	うち1月5日納付済	計
市県民税	171	0	6	6
固定資産税	7,868	2	384	386
国民健康保険税	4,322	1	206	207
計	12,361	3	596	599

### 3 経緯

1月26日（月）、コンビニエンスストアで納期限内に納付したにもかかわらず督促状が届いた納税者からの問い合わせで判明。

### 4 原因

- 市民等の方がコンビニエンスストアで納付した情報（納付データ）は、委託業者から市に対し、約2週間後に5日分がまとめて送信されており、当該納付データをもとに、数日後に入金処理（消込）を行っている。  
(※) 1月の処理の流れ  
1月1日～5日の収納データ→1月15日受信→1月19日消込  
→1月22日督促状作成→1月23日督促状発送
- 今回、市に送信された1月1日～1月5日（納期限）の納付データに、一部のコンビニエンスストアで納付された1月4日・5日の納付データが反映されていないことに気づかずに入金処理（消込）したため、誤って督促状が送付されたもの。
- 納付データの送信について、仕様上、同一日の収納でもコンビニエンスストア側のデータ作成のタイミングにより、到着日が異なることがあることを認識していなかった。

### 5 対応

- 速やかに誤送付の経緯等を説明するお詫びの文書を送付する。
- 二重納付を防止するための注意喚起を行う。
- 電話連絡可能な方には電話でも謝罪をする。  
(※) 1月27日現在、問い合わせがあり謝罪・説明した件数：約180件

### 6 再発防止策

- コンビニエンスストアの納付データ（5日分）は、同一日の収納でも納付データ到着日が異なることがあることを踏まえ、督促データ作成のタイミングを調整する。
- 督促データ作成のタイミングの調整で対応できない場合には、督促状発送前に、委託業者から送信される速報データ（基本前日分のデータが毎日送信される）と督促状発送リストを突合するダブルチェックを行い、事務誤りの防止を徹底する。